

岩倉市学習等共同利用施設修繕等の負担に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩倉市学習等共同利用施設の設置及び管理に関する条例(昭和58年岩倉市条例第17号)に基づき設置された学習等共同利用施設(以下「施設」という。)の協定書第11条第1項及び第2項により、市が2分の1を負担することとなる修繕(以下「建物の修繕」という。)及び市が3分の1を負担することとなる備品の買替え等(以下単に「備品の買替え等」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担対象)

第2条 負担の対象となる建物の修繕及び備品の買替え等(以下「修繕等」という。)は、10万円を超えるものとする。

(事前協議)

第3条 施設の指定管理者が、この要領により修繕等をしようとするときは、修繕等の必要性及び方法について市と協議するものとする。

(修繕等の発注等)

第4条 修繕等の発注及び契約は、市が行うものとする。

(完了検査)

第5条 完了検査は、市と指定管理者の両者により行うものとする。

(契約金額の支払い等)

第6条 市は、前条の完了検査後、受注者に対し、契約金額を支払うものとする。

2 市は、前項の支払い後、指定管理者に対し、次の各号に掲げる修繕等の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)の支払いを請求するものとする。

(1) 建物の修繕 契約金額の2分の1の額

(2) 備品の買替え等 契約金額の3分の2の額

3 指定管理者は、前項の請求を受けたときは、その日から40日以内に支払わなければならない。

附 則

この要領は、平成元年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年6月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岩倉市学習等共同利用施設修繕等の負担に関する事務取扱要領第4条及び第6条の規定は、この要領の施行の日（以下「施行日」という。）以後の修繕等について適用し、施行日前の修繕については、なお従前の例による。